

## **[事案 23-35] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 24 年 1 月 10 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 23-33]と同一人であるが、別の保険会社に対して、申立てを行ったものである。

### **<事案の概要>**

変額個人年金保険に加入した際に、募集人の説明が不適切であったとして、契約を無効とし払い込んだ保険料の返還を求めて申し立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 19 年 3 月に銀行員(募集人)から勧められ、500 万円の変額個人年金保険に加入した。しかし、以下のとおり、本契約は、不適切な説明により契約させられたものであるので、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1) 勧誘を受けた当初、高齢であることを理由に断っていたが、2 年間だけ加入してほしいと再三勧められたので、何度も 2 年後の元本保証を確認したうえで加入した。
- (2) 契約時のしおりの説明は全くなく、申込書記入後に置いて帰って行った。

### **<保険会社の主張>**

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は据置期間中に中途解約手続きは可能との意味で募集時に「2 年で解約できる」旨説明しているが、2 年で解約することを前提としたセールスは行っておらず、「2 年だけ加入してほしい」と申立人に伝え募集を行った事実はない。
- (2) 募集人は「契約月別シミュレーション表」を用いて、過去の運用に基づくシミュレーション結果の説明を行っているが、当該資料を用いて「2 年後には元本以上になる」との「将来の見通し」を申立人に伝えた事実はなく、また申立人の誤解を招くような過去の運用実績を強調した説明は行っていない。
- (3) 募集時に申立人より、2 年後に積立金額が元本以上になる点について質問を受けた事実はなく、回答した事実もない。
- (4) 申込後の苦情対応フォローの際、申立人は、据置期間が 10 年間であることや中途解約時には元本割れの可能性のあるリスク商品であるとの説明を受けていると答えている。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法 4 条 1 項 2 項による説明義務違反を理由とした契約取消、民法 95 条による錯誤による無効の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人・募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

#### **(1) 説明義務違反について**

- ① 募集人は本件商品を勧誘するために申立人の自宅を 3 回以上は訪問したと事情聴取

において述べており、申立人も募集人が何度も自宅を訪問して商品の説明を受けたことを認めている。

- ②募集人は事情聴取の際、約1年前の平成18年2月にすでに同種の商品を購入していることから、説明が多少簡略化された旨述べているが、本件商品のパンフレットを用いて説明が行われたことは申立人も認めている。
- ③本件商品のパンフレットには、本件商品のイメージ図が大きく印刷されていて、この図を見れば、本契約が、中途解約の場合に元本を確実に保証するものでないことは明らかである。申立人は、本契約が2年後に解約しても元本が保証されるとの説明を募集人から受けたと主張しているが、募集人が、パンフレットを一見すれば明白に虚偽と分かるような説明を行ったと考えることは困難である。
- ④当事者が提出したその他の客観的証拠に照らしても、申立人の主張するような虚偽の説明を募集人が行ったことを推認できる事実は存在しない。

## (2) 錯誤について

- ①契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素（当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実）について、事実と異なる認識を抱き（錯誤）、このような認識に基づいて契約を締結した場合である（民法95条本文）。
- ②本件パンフレットには、元本を確実に保証する商品ではないことの説明が記載されており、申立人が契約にあたり、2年経てば元本割れのリスクが全くなき解約できることの錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。
- ③また、仮に申立人が、申込みの際にパンフレット及び契約書類を読まず、錯誤に陥っていたとしても、2年経てば元本割れのリスクが全くなき解約できる商品ではないことは、パンフレットの記載等から、わずかな注意をすれば容易に知りえることである。また申立人が自ら申込書に署名していることからすれば、パンフレット及び確認書等を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価できる。